

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例による福祉資金の償還事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例による福祉資金の償還事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例による福祉資金の償還事務
②事務の概要	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、資金を貸し付けることにより、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進してきたが、平成10年度以降は県独自の制度としては新たな貸付は行っておらず、既に貸付を行った資金の償還管理のみを行っている(父子・寡婦についても準用)。具体的な事務は、償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答
③システムの名称	福祉資金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)第9条2項(条例に基づく県独自利用) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)第19条9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	・神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714 ・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4671 ・平塚保健福祉事務所保健福祉課 〒254-0051 神奈川県平塚市豊原町6-21 電話0463-32-0130 ・平塚保健福祉事務所秦野センター保健福祉課 〒257-0031 秦野市曾屋2-9-9 電話0463-82-1428 ・鎌倉保健福祉事務所保健福祉課 〒248-0014 神奈川県鎌倉市由比ガ浜2-16-13 電話0467-24-3900 ・鎌倉保健福祉事務所三崎センター保健福祉課 〒238-0221 神奈川県三浦市三崎町六合32 電話046-882-6811 ・小田原保健福祉事務所保健福祉課 〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪350-1 電話0465-32-8000 ・小田原保健福祉事務所足柄上センター保健福祉課 〒258-0021 神奈川県足柄上郡開成町吉田島2489-2 電話0465-83-5111 ・平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 〒253-0041 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 電話 0467-85-1173 ・厚木保健福祉事務所保健福祉課 〒242-0021 神奈川県厚木市水引2-3-1 電話 046-224-1111 ・厚木保健福祉事務所大和センター保健福祉課 〒242-0014 神奈川県大和市中央1-5-26 電話 046-261-2948
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4671 ・平塚保健福祉事務所保健福祉課 〒254-0051 神奈川県平塚市豊原町6-21 電話0463-32-0130 ・平塚保健福祉事務所秦野センター保健福祉課 〒257-0031 秦野市曾屋2-9-9 電話0463-82-1428 ・鎌倉保健福祉事務所保健福祉課 〒248-0014 神奈川県鎌倉市由比ガ浜2-16-13 電話0467-24-3900 ・鎌倉保健福祉事務所三崎センター保健福祉課 〒238-0221 神奈川県三浦市三崎町六合32 電話046-882-6811 ・小田原保健福祉事務所保健福祉課 〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪350-1 電話0465-32-8000 ・小田原保健福祉事務所足柄上センター保健福祉課 〒258-0021 神奈川県足柄上郡開成町吉田島2489-2 電話0465-83-5111 ・平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 〒253-0041 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 電話 0467-85-1173 ・厚木保健福祉事務所保健福祉課 〒242-0021 神奈川県厚木市水引2-3-1 電話 046-224-1111 ・厚木保健福祉事務所大和センター保健福祉課 〒242-0021 神奈川県大和市中央1-5-26 電話 046-261-2948
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数	平成27年2月27日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目1.取扱者数	平成27年2月27日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	小島 厚	浜田 尚樹	事後	人事異動
平成29年6月30日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	茅ヶ崎保健福祉事務所保健福祉課	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課	事後	組織再編
平成29年6月30日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	茅ヶ崎保健福祉事務所保健福祉課	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課	事後	組織再編
平成29年6月30日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	5.評価実施機関における担当部署	①部署 県民局次世代育成部子ども家庭課 ②所属長 浜田 尚樹	①部署 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 ②所属長 中野 美智子	事後	組織再編 人事異動
平成30年8月29日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課 神奈川県県民局次世代育成部子ども家庭課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	事後	組織再編
平成30年8月29日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	神奈川県県民局次世代育成部子ども家庭課	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	事後	組織再編
平成30年8月29日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)第19条14号	番号利用法(平成25年法律第27号)第19条8号	事後	法改正
平成30年8月29日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数	平成29年5月25日時点	平成30年5月28日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数	平成29年5月25日時点	平成30年5月28日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数	平成30年5月28日時点	平成31年4月23日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数	平成30年5月28日時点	平成31年4月23日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	中野 美智子	子ども家庭課長	事後	様式変更による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IVリスク対策等		記載のとおり	事後	様式変更による修正
令和2年10月14日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年4月23日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月23日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)第19条8号	番号利用法(平成25年法律第27号)第19条9号	事前	
令和4年7月8日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月28日時点	令和5年4月28日時点	事後	時点修正
令和5年6月21日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年4月28日時点	令和5年4月28日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年4月28日時点	令和6年4月28日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年4月28日時点	令和6年4月28日時点	事後	時点修正
	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)第9条2項 (条例に基づく県独自利用)	番号利用法(平成25年法律第27号)第9条2項 (条例に基づく県独自利用) 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する 条例別表第1の2の項	事後	
	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和6年4月28日時点	令和7年4月28日時点	事後	時点修正
	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和6年4月28日時点	令和7年4月28日時点	事後	時点修正
	IVリスク対策等		記載のとおり	事後	様式変更による修正

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子及び父子並びに寡婦福祉法及び神奈川県特別母子福祉資金貸付条例を廃止する条例に関する貸付及び償還事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び神奈川県特別母子福祉資金貸付条例を廃止する条例に関する貸付及び償還に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法及び神奈川県特別母子福祉資金貸付条例を廃止する条例による福祉資金の貸付、償還に関する事務
②事務の概要	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、資金を貸し付けることにより、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進する(父子・寡婦についても準用)。 具体的な事務は、貸付けの事務、償還指導、福祉資金システムの運営管理、収入調定、未収対策、貸付停止、辞退等変更、福祉資金の借受者等の破産に関する事務、欠損処分、催告書、督促状の発行、償還金の支払い猶予、繰上償還、完納通知の発行、福祉資金借受者の所在調査等
③システムの名称	福祉資金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)別表63の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第34条1、2号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第34条1、2号 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、105の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条1、2、3、4、5号、第44条1、2、3、4、5号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	・神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714 ・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4671 ・平塚保健福祉事務所保健福祉課 〒254-0051 神奈川県平塚市豊原町6-21 電話0463-32-0130 ・平塚保健福祉事務所秦野センター保健福祉課 〒257-0031 秦野市曾屋2-9-9 電話0463-82-1428 ・鎌倉保健福祉事務所保健福祉課 〒248-0014 神奈川県鎌倉市由比ガ浜2-16-13 電話0467-24-3900 ・鎌倉保健福祉事務所三崎センター保健福祉課 〒238-0221 神奈川県三浦市三崎町六合32 電話046-882-6811 ・小田原保健福祉事務所保健福祉課 〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪350-1 電話0465-32-8000 ・小田原保健福祉事務所足柄上センター保健福祉課 〒258-0021 神奈川県足柄上郡開成町吉田島2489-2 電話0465-83-5111 ・平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 〒253-0041 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 電話 0467-85-1173 ・厚木保健福祉事務所保健福祉課 〒242-0021 神奈川県厚木市水引2-3-1 電話 046-224-1111 ・厚木保健福祉事務所大和センター保健福祉課 〒242-0014 神奈川県大和市中央1-5-26 電話 046-261-2948
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4671 ・平塚保健福祉事務所保健福祉課 〒254-0051 神奈川県平塚市豊原町6-21 電話0463-32-0130 ・平塚保健福祉事務所秦野センター保健福祉課 〒257-0031 秦野市曾屋2-9-9 電話0463-82-1428 ・鎌倉保健福祉事務所保健福祉課 〒248-0014 神奈川県鎌倉市由比ガ浜2-16-13 電話0467-24-3900 ・鎌倉保健福祉事務所三崎センター保健福祉課 〒238-0221 神奈川県三浦市三崎町六合32 電話046-882-6811 ・小田原保健福祉事務所保健福祉課 〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪350-1 電話0465-32-8000 ・小田原保健福祉事務所足柄上センター保健福祉課 〒258-0021 神奈川県足柄上郡開成町吉田島2489-2 電話0465-83-5111 ・平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 〒253-0041 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 電話 0467-85-1173 ・厚木保健福祉事務所保健福祉課 〒242-0021 神奈川県厚木市水引2-3-1 電話 046-224-1111 ・厚木保健福祉事務所大和センター保健福祉課 〒242-0021 神奈川県大和市中央1-5-26 電話 046-261-2948
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 1,000人未満(任意実施) ☐ 1,000人以上1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上30万人未満 ☐ 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	☐ 500人未満 ☐ 500人以上 ☐ 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	☐ 発生なし ☐ 発生あり ☐ 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行っており、業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数	平成27年2月27日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目1.取扱者数	平成27年2月27日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	小島 厚	浜田 尚樹	事後	人事異動
平成29年6月30日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	茅ヶ崎保健福祉事務所保健福祉課	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課	事後	組織再編
平成29年6月30日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	茅ヶ崎保健福祉事務所保健福祉課	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課	事後	組織再編
平成29年6月30日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	5.評価実施機関における担当部署	①部署 県民局次世代育成部子ども家庭課 ②所属長 浜田 尚樹	①部署 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 ②所属長 中野 美智子	事後	組織再編 人事異動
平成30年8月29日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課 神奈川県県民局次世代育成部子ども家庭課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	事後	組織再編
平成30年8月29日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	神奈川県県民局次世代育成部子ども家庭課	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	事後	組織再編
平成30年8月29日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数	平成29年5月25日時点	平成30年5月28日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数	平成29年5月25日時点	平成30年5月28日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数	平成30年5月28日時点	平成31年4月23日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数	平成30年5月28日時点	平成31年4月23日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	中野 美智子	子ども家庭課長	事後	様式変更による修正
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策等		記載のとおり	事後	様式変更による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年4月23日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月23日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月28日時点	令和5年4月28日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年4月28日時点	令和5年4月28日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年4月28日時点	令和6年4月28日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年4月28日時点	令和6年4月28日時点	事後	時点修正
	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)別表第一の43の項	番号利用法(平成25年法律第27号)別表63の項	事後	法改正による変更
	I 関連情報 4情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法(平成25年法律第27号)別表第二の63の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第34条1、2号 【情報提供の根拠】番号利用法(平成25年法律第27号)別表第二の26の項、87の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条1、2、3、4、5号、第44条1、2、3、4、5号	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第34条1、2号 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、105の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条1、2、3、4、5号、第44条1、2、3、4、5号	事後	法改正による変更
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和6年4月28日時点	令和7年4月28日時点	事後	時点修正
	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和6年4月28日時点	令和7年4月28日時点	事後	時点修正
	Ⅳリスク対策等		記載のとおり	事後	様式変更による修正

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、助成対象となった疾病の患者に係る保険医療費の自己負担分を公費で負担医療費の助成を行い、患者の負担軽減を図る。 具体的な事務は、支給認定申請の受理、その申請についての審査、申請が認定された場合の受給者証の発行。
③システムの名称	神奈川県指定難病特定医療費等管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費(指定難病)医療受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)別表131の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項、18の項、42の項、77の項、80の項、113の項、125の項、144の項、158の項、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・政策局 政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714 ・健康医療局保健医療部がん・疾病対策課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4777
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・健康医療局保健医療部がん・疾病対策課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4777
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 1,000人未満(任意実施) ☐ 1,000人以上1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上30万人未満 ☐ 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	☐ 500人未満 ☐ 500人以上 ☐ 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	☐ 発生なし ☐ 発生あり ☐ 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・システムへの入力 ・申請書類の保管 ・申請書類の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定しており、個人番号を利用する職員に対しては毎年研修を実施していることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5.評価実施機関における連絡先	保健福祉局保険医療部保健予防課	保健福祉局保険医療部がん・疾病対策課	事後	組織再編
平成28年4月1日	5.評価実施機関における連絡先	和田 直樹	佐々木 つぐ巳	事後	人事異動
平成28年4月1日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成28年4月1日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	保健福祉局保険医療部保健予防課	保健福祉局保険医療部がん・疾病対策課	事後	組織再編
平成28年4月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉局保険医療部保健予防課	保健福祉局保険医療部がん・疾病対策課	事後	組織再編
平成28年6月30日	Iしきい値判断 1.対象人数	平成27年3月31日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	Iしきい値判断 2.取扱者数	平成27年3月31日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成27年1月1日	I 関連情報 法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)別表第一の98の項	番号利用法(平成25年法律第27号)別表第一の97の項	事後	法改正
平成30年8月29日	5.評価実施機関における担当部署	保健福祉局保険医療部がん・疾病対策課	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課	事後	組織再編
平成30年8月29日	5.評価実施機関における担当部署	佐々木 つぐ巳	濱 卓至	事後	人事異動
平成30年8月29日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	政策局 政策部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成30年8月29日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	保健福祉局保険医療部がん・疾病対策課	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課	事後	組織再編
平成30年8月29日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉局保険医療部がん・疾病対策課	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課	事後	組織再編
平成30年8月29日	IIしきい値判断 1.対象人数	平成28年6月30日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	IIしきい値判断 2.取扱者数	平成28年6月30日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	濱 卓至	課長	事後	様式改正
令和1年6月27日	IIしきい値判断 1.対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	IIしきい値判断 2.取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策		記載のとおり	事後	様式改正
令和2年10月14日	1③システムの名称	公費負担管理システム	神奈川県指定難病特定医療費等管理システム	事後	現行システム名へ修正
令和2年10月14日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
	Ⅱしきい値判断 2.取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
	I 関連情報 法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)別表第一 の98の項	番号利用法(平成25年法律第27号)別表131の 項	事後	法改正
	I 関連情報 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法(平成25年法律第27号)別表第二 の120の項 【情報提供の根拠】 番号利用法(平成25年法律第27号)別表第二 の26の項、56の2の項、87の項	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表158の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表14の項、18の項、42の項、77の項、80の 項、113の項、125の項、144の項、158の項、161 の項	事後	省令改正
	Ⅳリスク対策		記載のとおり		

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	外国人に対する生活保護の措置に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	外国人に対する生活保護の措置に関する事務
②事務の概要	・生活保護法に準じて、生活保護に関する事務を行っている。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 ⑩医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 ・特定個人情報ファイルは、上記事務に係る要保護者（被保護者含む）の本人確認、状況把握に用いる。 (1)要保護者（被保護者含む）の提出書類等（関係機関からの情報を含む）に記載された個人情報の確認 (2)情報提供ネットワークシステムを利用した他機関との情報連携
③システムの名称	生活保護システム 統合専用端末 医療保険者向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
要保護者（被保護者含む）ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子どもみらい局福祉部生活援護課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策局政策部情報公開広聴課 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-1111(代表) 045-210-3714(直通) 平塚保健福祉事務所生活福祉課 平塚市豊原町6-21 TEL 0463-32-0130(代表) 平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171(代表) 鎌倉保健福祉事務所保健福祉課 鎌倉市由比ガ浜2-16-13 TEL 0467-24-3900(代表) 小田原保健福祉事務所生活福祉課 小田原市荻窪350-1 TEL 0465-32-8000(代表) 小田原保健福祉事務所足柄上センター生活福祉課 開成町吉田島2489-2 TEL 0465-83-5111(代表) 厚木保健福祉事務所生活福祉課 厚木市水引2-3-1 TEL 046-224-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	平塚保健福祉事務所生活福祉課 平塚市豊原町6-21 TEL 0463-32-0130(代表) 平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171(代表) 鎌倉保健福祉事務所保健福祉課 鎌倉市由比ガ浜2-16-13 TEL 0467-24-3900(代表) 小田原保健福祉事務所生活福祉課 小田原市荻窪350-1 TEL 0465-32-8000(代表) 小田原保健福祉事務所足柄上センター生活福祉課 開成町吉田島2489-2 TEL 0465-83-5111(代表) 厚木保健福祉事務所生活福祉課 厚木市水引2-3-1 TEL 046-224-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
基礎項目評価の実施が義務付けられる		

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		☐ 接続しない(入手)	☐ 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		☐ 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、必ず複数人での確認を行っている。また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		
9. 監査			
実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[] 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	生活保護システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、その中でもマイナンバーをシステムに登録できる職員のみ、権限を設定することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月1日	Iの1の③ システムの名称	生活保護総合情報システム	生活保護システム	事後	
平成28年6月1日	Iの7 請求先	政策局 情報企画部 情報公開課	県民局 暮らし県民部 情報公開広聴課	事後	
平成28年6月1日	IIの1 しきい値判断	平成27年5月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	
平成29年6月1日	Iの1の②	⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務	⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧徴収金の徴収に関する事務	事後	
平成29年6月1日	Iの5の② 所属長	中原 幾代	関根 弘子	事後	
平成29年6月1日	Iの7 請求先	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171(代表)	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171(代表)	事後	
平成29年6月1日	Iの8 連絡先	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171(代表)	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 TEL 0467-85-1171(代表)	事後	
平成29年6月1日	IIの1 しきい値判断	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成30年8月29日	Iの5の① 部署	保健福祉局福祉部生活援護課	福祉子どもみらい局福祉部生活援護課	事後	組織再編
平成30年8月29日	Iの7 請求先	県民局暮らし県民部情報公開広聴課	政策局政策部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成30年8月29日	IIの1 しきい値判断	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 関根 弘子	課長	事後	様式改正
令和1年6月27日	IVリスク対策		記載のとおり	事後	様式改正
令和2年10月14日	Iの1の②	⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧徴収金の徴収に関する事務	⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務	事後	
令和2年10月14日	Iの4の②	番号法第19条第14号	番号法第19条第8号	事後	
令和2年10月14日	IIの1 しきい値判断	平成30年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	IIの1 しきい値判断	令和2年6月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Iの4の② 法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	
令和4年7月8日	IIの1 しきい値判断	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Iの1の② 事務の概要	・生活保護法に基づき、生活保護に関する事務を行っている。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務	・生活保護法に基づき、生活保護に関する事務を行っている。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 ⑩医療扶助のオンライン資格確認に関する事務	事前	
令和5年6月20日	Iの1の③ システムの名称	生活保護システム	生活保護システム 統合専用端末 医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和5年6月20日	IVの4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		IVの4 記載のとおり	事前	
令和5年6月20日	IVの5 特定個人情報の提供・移転		IVの5 記載のとおり	事前	
令和5年6月20日	II しきい値判断	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	IIの1 しきい値判断	対象人数 1万人以上10万人未満	対象人数 1,000人以上1万人未満	事後	
令和6年6月4日	II しきい値判断	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I の1の② 事務の概要	・生活保護法に基づき、生活保護に関する事務を行っている。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 ⑩医療扶助のオンライン資格確認に関する事務	・生活保護法に準じて、生活保護に関する事務を行っている。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 ⑩医療扶助のオンライン資格確認に関する事務	事後	
	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条2項	番号法第9条2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の3の項	事後	
	II しきい値判断	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		記載のとおり	事後	
	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		記載のとおり	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	委員報酬・謝金等の支払に係る所得税の源泉徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、委員報酬・謝金等の支払に係る所得税の源泉徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	委員報酬・謝金等の支払に係る所得税の源泉徴収に関する事務
②事務の概要	審議会委員の報酬、講演会の講師謝金、法律相談の弁護士料などを支払う際、所得税を源泉徴収し税務署へ納付する。 法定調書(源泉徴収票または支払調書)及び給与支払報告書に個人番号を記載し、税務署及び市町村へ提出する。
③システムの名称	会計管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人番号管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項 所得税法第225条及び第226条 地方税法第317条の6
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計局会計課
②所属長の役職名	会計課長
6. 他の評価実施機関	
教育委員会、警察本部長、議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、神奈川海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714 ・神奈川県教育委員会教育局総務室 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-8030 ・神奈川県警察本部総務部総務課 〒231-8403 神奈川県横浜市中区海岸通2丁目4番 電話045-211-1212 ・神奈川県議会議会局総務課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-7524 ・神奈川県選挙管理委員会 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-3179 ・神奈川県人事委員会事務局 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町32 電話045-651-3243 ・神奈川県監査事務局 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-285-5077 ・神奈川県労働委員会事務局 〒231-0026 神奈川県横浜市中区寿町1-4 電話045-633-5448 ・神奈川県収用委員会事務局 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町32 電話045-651-3293 ・神奈川県海区漁業調整委員会事務局 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-8555 ・神奈川県内水面漁場管理委員会事務局 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-8555
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・神奈川県会計局会計課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-6762 ・神奈川県教育委員会教育局行政部財務課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-8113 ・神奈川県警察本部総務部会計課 〒231-8403 神奈川県横浜市中区海岸通2丁目4番 電話045-211-1212 ・神奈川県議会議会局経理課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-7531 ・神奈川県選挙管理委員会 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-3179 ・神奈川県人事委員会事務局 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町32 電話045-651-3243 ・神奈川県監査事務局 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-285-5077 ・神奈川県労働委員会事務局 〒231-0026 神奈川県横浜市中区寿町1-4 電話045-633-5448 ・神奈川県収用委員会事務局 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町32 電話045-651-3293 ・神奈川県海区漁業調整委員会事務局 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-8555 ・神奈川県内水面漁場管理委員会事務局 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-8555
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「委員報酬及び謝金等に係る法定調書等の提出事務における特定個人情報等取扱要領」及び「マイナンバー取扱いマニュアル」において、県に提出された個人番号(マイナンバー)を取り扱う事務取扱担当者は必要最小限の職員に限定すること、個人番号が記載された「マイナンバー確認書」は会計管理システムに個人番号を入力する経理担当者に対して確実に受渡すこと等について明記し遵守するよう周知している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「委員報酬及び謝金等に係る法定調書等の提出事務における特定個人情報等取扱要領」及び「マイナンバー取扱いマニュアル」において、県に提出された個人番号(マイナンバー)を取り扱う事務取扱担当者は必要最小限の職員に限定すること、個人番号が記載された「マイナンバー確認書」は必ず施錠保管すること、個人番号の入力が完了し経理担当者から返却された「マイナンバー確認書」は速やかに廃棄すること等について明記し遵守するよう周知している。また、会計管理システムに登録した個人番号に係るアクセス記録を四半期毎にデータ抽出し不正な使用の有無について会計課でチェックしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年6月30日時点	事後	
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年6月30日時点	事後	
平成28年9月1日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	③ システムの名称 (記載なし)	③ システムの名称 会計管理システム	事前	新規導入
平成29年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	② 所属長 会計局副局長兼会計課長 花田 佐江子	② 所属長 会計課長 二見 美行	事後	
平成30年11月27日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成30年11月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年6月30日時点	平成30年5月31日時点	事後	時点修正
平成30年11月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年6月30日時点	平成30年5月31日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	② 所属長 会計課長 二見 美行	② 所属長の役職名 会計課長	事後	様式変更による修正
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による修正
令和2年10月14日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	・神奈川県教育委員会教育局総務室 〒231-8509 神奈川県横浜市中区日本大通33 ・神奈川県監査事務局 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町32	・神奈川県教育委員会教育局総務室 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 ・神奈川県監査事務局 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1	事後	住所変更
令和3年8月18日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	・神奈川県教育委員会教育局行政部財務課 〒231-8509 神奈川県横浜市中区日本大通33 ・神奈川県監査事務局 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町32	・神奈川県教育委員会教育局行政部財務課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 ・神奈川県監査事務局 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1	事後	住所変更
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第9条第4項	事後	項番誤りによる訂正
	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追記
	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追記

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下、「申請者」という。）が提出する寄附金税額控除に係る申告特例申請書等を収受・保管する。また、申請者の居住する市区町村に対し、eLTAX（地方税ポータルシステム）を用いて寄附金税額控除に係る申告特例通知書を電子送付する。
③システムの名称	ふるさと納税do（ふるさと納税業務管理システム）、エクセル（表計算ソフト）、eLTAX（地方税ポータルシステム）
2. 特定個人情報ファイル名	
寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイル（エクセル）	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 別表項番24
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	神奈川県総務局財政部財政課
②所属長の役職名	財政課長
6. 他の評価実施機関	
教育委員会	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714 ・神奈川県総務局財政部財政課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線2268
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・神奈川県総務局財政部財政課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線2268
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、ワンストップ特例申請の際には、本人からのマイナンバー取得を行い、根拠資料が提供されているかを確認するなどしており人為的リスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を扱うシステムへのアクセスが可能な職員は、パスワードによる認証又は権限設定によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	エクセル(表計算ソフト)、eLTAX(地方税ポータルシステム)	ふるさと納税do(ふるさと納税業務管理システム)、エクセル(表計算ソフト)、eLTAX(地方税ポータルシステム)	事後	
令和3年8月18日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	寄附金税額控除に係る申告特例申請者整理簿(エクセル)、寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイル(エクセル)	寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイル(エクセル)	事後	
令和3年8月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人未満(任意実施) 令和2年9月30日 時点	1,000人以上1万人未満 令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年8月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 令和2年9月30日 時点	500人未満 令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年8月18日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない []	[]委託しない [十分である]	事後	
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和3年3月31日 時点	1,000人以上1万人未満 令和4年3月31日 時点	事後	
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 令和3年3月31日 時点	500人未満 令和4年3月31日 時点	事後	
令和5年6月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和4年3月31日 時点	1,000人以上1万人未満 令和5年3月31日 時点	事後	
令和5年6月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 令和4年3月31日 時点	500人未満 令和5年3月31日 時点	事後	
令和6年6月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和5年3月31日 時点	1,000人以上1万人未満 令和6年3月31日 時点	事後	
令和6年6月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 令和5年3月31日 時点	500人未満 令和6年3月31日 時点	事後	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和6年3月31日 時点	1,000人以上1万人未満 令和7年3月31日 時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 令和6年3月31日 時点	500人未満 令和7年3月31日 時点	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第3項別表第一項番16	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)別表項番24	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし ※様式変更に伴う新規設問	[十分である] 「判断の根拠」 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を行い、登録されているマイナンバーに誤りがないことを確認するなどしており人為的リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし ※様式変更に伴う新規設問	[3] 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] [十分である] 「判断の根拠」 特定個人情報を扱うシステムへのアクセスが可能な職員は、パスワードによる認証又は権限設定によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、適切な管理を行っている。	事後	